

放射線審議会の答申等について

令和2年2月12日
原子力規制庁

1. 放射線審議会の諮問及び答申について

(1) 放射線審議会の諮問及び答申の結果について

「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について」（意見具申）を踏まえた以下の法律に係る技術的基準の改正について、放射線障害防止の技術的基準に関する法律第6条に基づき放射線審議会に別添1のとおり諮問がなされた。

- ・ 国家公務員法（人事院）
- ・ 医療法（厚生労働省）
- ・ 臨床検査技師等に関する法律（厚生労働省）
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（厚生労働省）
- ・ 労働安全衛生法（厚生労働省）
- ・ 獣医療法（農林水産省）
- ・ 船員法（国土交通省）
- ・ 放射性同位元素等の規制に関する法律（原子力規制委員会）
- ・ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子力規制委員会）

この諮問に対して、放射線審議会第147回総会（令和元年12月23日）及び放射線審議会第148回総会（令和2年1月24日）において審議が行われ、別添2のとおり答申が決定されたので報告する。

(2) 今後の諮問の予定について

本件に関し、鉱山保安法（経済産業省）に係る技術的基準の改正についても、今年度中に放射線審議会に諮問がなされる予定。

2. 放射線審議会の諮問・答申等の原子力規制委員会への報告について

これまでは、放射線審議会に係る諮問・答申及び意見具申について、情報共有の観点から、その都度原子力規制委員会に報告していた。

今後は、諮問・答申及び意見具申をとりまとめ、審議状況全般と合わせて、年に一回程度報告することとしたい。（原子力規制委員会の所掌する法令に関わるものについては、別途必要な報告を行う。）

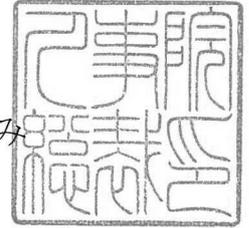
眼の水晶体等価線量限度の取り入れ 等に係る技術的基準の改正に関する 関係行政機関の諮問書

- 国家公務員法関係（人事院）
 - ・ 人事院規則 10—5（職員の放射線障害の防止）の一部改正に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について（諮問）…………… 2
- 医療法・臨床検査技師法関係（厚生労働省）
 - ・ 医療法施行規則及び関係告示の改正について（諮問）…………… 4
- 薬機法関係（厚生労働省）
 - ・ 放射性医薬品の製造及び取扱規則及び放射性物質の数量等に関する基準の改正について（諮問）…………… 7
- 労働安全衛生法関係（厚生労働省）
 - ・ 電離放射線障害防止規則及び電離放射線障害防止規案則第 3 条第 3 項並びに第 8 条第 5 項及び第 9 条第 2 項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件の改正について（諮問）…………… 9
- 獣医療法関係（農林水産省）
 - ・ 国際放射線防護委員会の勧告（組織反応に関する声明）の取り入れ等に関する獣医療法施行規則等に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（諮問）…………… 12
- 船員法関係（国土交通省）
 - ・ 船員電離放射線障害防止規則及び関係告示に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（諮問）…………… 14
- 放射性同位元素等規制法・原子炉等規制法関係（原子力規制委員会）
 - ・ 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の規定に基づく眼の水晶体の等価線量限度に関する基準の策定について（諮問）…………… 16

職 職 一 2 2 1
令和元年12月23日

放射線審議会
会長 神谷 研二 殿

人事院総裁 一宮 なほみ



人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）の一部改正に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について（諮問）

国際放射線防護委員会（ICRP）が眼の水晶体の等価線量限度を引き下げるよう勧告した「組織反応に関する声明」及び貴審議会の意見具申（平成30年3月2日付け原規放発第18030211号）の取り入れのため、人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）の一部改正により放射線障害防止の技術的基準を別紙要綱のとおり定めることについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和33年法律第162号）第6条の規定に基づき、貴審議会に諮問する。

人事院規則10—5（職員の放射線障害の防止）の改正要綱

1 眼の水晶体の線量限度等

(1) 放射線業務従事職員の眼の水晶体の線量限度を次のとおり改めること。

- ① 令和3年4月1日以後5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト
- ② ①に規定するほか、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）につき50ミリシーベルト

(2) 眼の水晶体の線量限度を改めるに当たり、記録の規定に5年間の合計線量の記録を追加すること。

2 眼の水晶体の線量当量の測定及び算出

業務上管理区域に立ち入る職員の等価線量の測定及び算定については、以下の規定を措置すること。

- ① 眼の水晶体測定については、眼の近傍その他適切な部位について3ミリメートル線量当量を測定することによって行うことができる規定
- ② ①の測定結果を1(2)に定める期間について集計して記録及び保存する規定

なお、眼の水晶体の算定について、3ミリメートル線量当量を選択肢とすることについては、人事院規則10—5に基づき、人事院事務総長通達（「人事院規則10—5（職員の放射線障害の防止）の運用について（昭和38年職厚—2327）」）において、放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成12年10月23日科学技術庁告示第5号）第20条に規定する基準によることとされていることから、今般の当該告示の改正により措置されることとなり、人事院規則10—5の改正を要しない。

【参考：意見具申との対応関係】

本改正要綱の項目	「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」の項目
1. (1) ①・② 1. (2)	5.1 関係
2. ①・②	5.2. (2)、5.3. ③ 関係

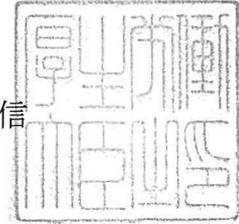
以 上

厚生労働省発医政1223第1号
令和元年12月23日

放射線審議会

会長 神谷 研二 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



医療法施行規則及び関係告示の改正について（諮問）

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）及び放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法（平成12年厚生省告示第398号）並びに臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準（昭和56年厚生省告示第16号）を別添のとおり改正することについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和33年法律第162号）第6条の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

医療法施行規則及び放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法の改正要綱

医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）及び放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法（平成 12 年厚生省告示第 398 号。以下「告示」という。）について、以下の改正を行う。

1. 眼の水晶体の等価線量限度

(1) 医療機関における放射線診療従事者の眼の水晶体の等価線量限度を以下のとおり設定すること。【規則の改正】

- ①令和 3 年 4 月 1 日以後 5 年ごとに区分した各期間につき 100 ミリシーベルト
- ② 4 月 1 日を始期とする 1 年間につき 50 ミリシーベルト

※ 放射線業務従事者のうち、遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもなおその眼の水晶体に受ける等価線量が 5 年間につき 100 ミリシーベルトを超えるおそれのある医師であって、その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができないものについての眼の水晶体の等価線量限度は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間は、1 年間につき 50 ミリシーベルトとし、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、3 年間につき 60 ミリシーベルト及び 1 年間につき 50 ミリシーベルトとする。

2. 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量当量

- (1) 外部被ばくによる線量の測定について、1 センチメートル線量当量、3 ミリメートル線量当量及び 70 マイクロメートル線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、線量を算定するために適切と認められるものについて行うこととする。【規則の改正】
- (2) 眼の水晶体の等価線量の算定について、1 センチメートル線量当量、3 ミリメートル線量当量又は 70 マイクロメートル線量当量のうちいずれか適切なものによって行うこととする。【告示の改正】

【参考：意見具申との対応関係】

本改正要綱の項目	「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」の項目
1. (1)	5. 1 関係
2. (1) (2)	5. 2① (2) 関係

臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準の改正要綱

臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準（昭和56年厚生省告示第16号）について、以下の改正を行う。

1. 眼の水晶体の等価線量限度

(1) 衛生検査所における検査従事者の眼の水晶体の等価線量限度を以下のとおり設定すること。

- ①令和3年4月1日以後5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト
- ②4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト

2. 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量当量

(1) 外部被ばくによる線量の測定について、1センチメートル線量当量、3ミリメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、線量を算定するために適切と認められるものについて行うこととすること。

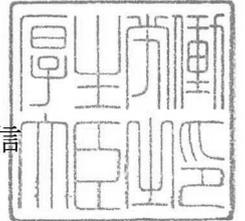
【参考：意見具申との対応関係】

本改正要綱の項目	「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」の項目
1. (1)	5. 1 関係
2. (1)	5. 2 ① (2) 関係

厚生労働省発薬生 1218 第 77 号
令和元年 12 月 18 日

放射線審議会
会長 神谷 研二 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



放射性医薬品の製造及び取扱規則及び放射性物質の数量等に関する基準の改正について（諮問）

放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和 36 年厚生省令第 4 号）及び放射性物質の数量等に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 399 号）を別紙要綱のとおり改正することについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和 33 年法律第 162 号）第 6 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

放射性医薬品の製造及び取扱規則及び放射性物質の数量等に関する基準の改正要綱

放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和 36 年厚生省令第 4 号。以下「規則」という。）及び放射性物質の数量等に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 399 号。以下「告示」という。）について、以下の改正を行う。

1. 眼の水晶体の等価線量限度の取り入れ
 - (1) 放射線業務従事者の眼の水晶体の線量限度と適切な施行時期を以下のとおり設定すること。【告示の改正】
 - ①平成 13 年 4 月 1 日以後 5 年ごとに区分した各期間（施行日の令和 3 年 4 月 1 日以後）につき 100 ミリシーベルト
 - ②4 月 1 日を始期とする 1 年間につき 50 ミリシーベルト
 - (2) 眼の水晶体の線量の 5 年間の合計線量の記録を追加すること。【告示の改正】
2. 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量当量
 - (1) 眼の水晶体の等価線量を算定するため、3 ミリメートル線量当量の測定について、以下の規定を追加すること。
 - ①眼の水晶体測定については、眼の近傍その他適切な部位について 3 ミリメートル線量当量を測定することによって行うことができる。【規則の改正】
 - ②①の測定結果を 1. (2) に定める期間について集計して記録及び保存すること。【規則の改正】
 - ③眼の水晶体の等価線量の算定について 3 ミリメートル線量当量を選択肢とすること。【告示の改正】

【参考：意見具申との対応関係】

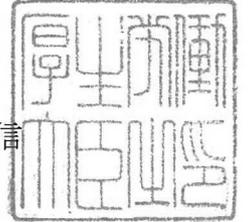
本改正要綱の項目	「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」の項目
1. (1) ①～② 1. (2)	5.1 関係
2. (1) ①～③	5.2. (2)

厚生労働省発基安1223第3号
令和元年12月23日

放射線審議会

会長 神谷 研二 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



電離放射線障害防止規則及び電離放射線障害防止規則第3条第3項並びに
第8条第5項及び第9条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度
及び方法を定める件の改正について（諮問）

電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）及び電離放射線障害防止規則第3条第3項並びに第8条第5項及び第9条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件（昭和63年労働省告示第93号）を別添のとおり改正することについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和33年法律第162号）第6条の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

電離放射線障害防止規則及び関係告示の改正案要綱

電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。）、電離放射線障害防止規則第 3 条第 3 項並びに第 8 条第 5 項及び第 9 条第 2 項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件（昭和 63 年労働省告示第 93 号。以下「告示」という。）について、以下の改正を行う。

1. 眼の水晶体に受ける等価線量の限度

(1) 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の被ばく限度は、以下のとおりとする。【電離則】

- ア 事業者は、放射線業務従事者の受ける等価線量が、眼の水晶体に受けるものについては 5 年間につき 100 ミリシーベルト及び 1 年間につき 50 ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。
- イ 事業者は、放射線業務従事者のうち、遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもなおその眼の水晶体に受ける等価線量が 5 年間につき 100 ミリシーベルトを超えるおそれのある医師であって、その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができないもの（以下「経過措置対象医師」という。）について、アの適用については、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間、その眼の水晶体に受ける等価線量が、1 年間につき 50 ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。
- ウ 事業者は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間、経過措置対象医師について、アの適用は、その眼の水晶体に受ける等価線量が、3 年間につき 60 ミリシーベルト及び 1 年間につき 50 ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

2. 線量の測定及び算定

(1) 線量の測定及び線量の測定結果の確認、記録等は、以下のとおりとする。【電離則】

- ア 放射線業務従事者、緊急作業に従事する労働者及び管理区域に一時的に立ち入る労働者の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量の測定は、1 センチメートル線量当量、3 ミリメートル線量当量及び 70 マイクロメートル線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、当該外部被ばくによる線量を算定するために適切と認められるものについて行うものとする。
- イ 事業者は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受けた等価線量にあつては、3 月ごと、1 年ごと及び 5 年ごとの合計を、遅滞なく、厚生労働大臣が定める方法により算定し、これを記録し、これを 30 年間保存しなければならない。

(2) 眼の水晶体に受ける等価線量の算定方法は、以下のとおりとする。【告示】

眼の水晶体に受ける等価線量の算定は、放射線の種類及びエネルギーの種類に応じて、1センチメートル線量当量、3ミリメートル線量当量又は70マイクロメートル線量当量のうちいずれか適切なものによって行う。

【参考：意見具申との対応関係】

本改正概要の項目	「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方 について（意見具申）」の項目
1 (1) ア～ウ	5.1 関係
2 (1) ア～イ 2 (2)	5.2①関係

元消安第3987号
令和元年12月16日

放射線審議会

会長 神谷 研二 殿

農林水産大臣 江藤 拓



国際放射線防護委員会の勧告（組織反応に関する声明）の取り入れ等に関する獣医療法施行規則等に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（諮問）

国際放射線防護委員会の勧告（組織反応に関する声明）及び貴審議会の意見具申（平成30年3月2日付け原規放発第18030211号）の取り入れのため、獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号）及び獣医療法施行規則第14条の規定に基づき農林水産大臣が定める方法を定める件（平成21年2月20日農林水産省告示第239号）に係る放射線障害の防止に関する技術的基準を別添要綱により改正することについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和33年法律第162号）第6条の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

獣医療法施行規則及び関連告示の改正要綱

獣医療法施行規則（以下「規則」という。）及び平成二十一年二月二十日農林水産省告示第二百三十九号（獣医療法施行規則第十四条の規定に基づき農林水産大臣が定める方法を定める件。以下「告示」という。）について、以下の改正を行う。

1. 眼の水晶体の線量限度の取り入れ

- (1) 放射線診療従事者等の眼の水晶体の線量限度と適切な施行時期を以下のとおり設定すること。【規則の改正】
 - ① 令和3年4月1日（5年間の累積実効線量の次期管理期間の始期）以後5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト
 - ② 4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト
- (2) 眼の水晶体の線量の5年間の合計線量の記録及び5年間の保存を追加すること。【規則の改正】

2. 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量当量

眼の水晶体の等価線量を算定するため、3ミリメートル線量当量の測定について、以下の規定を追加すること。

- (1) 眼の水晶体測定については、眼の近傍その他の適切な部位について3ミリメートル線量当量を測定することによって行うことができる。【規則の改正】
- (2) 眼の水晶体の等価線量の算定について、3ミリメートル線量当量を選択肢とすること。【告示の改正】

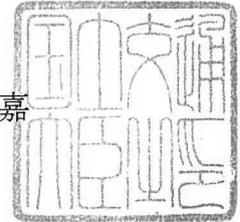
【参考：意見具申との対応関係】

本改正要綱の項目	「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」の項目
1. (1) ①・② 1. (2)	5.1 関係
2. (1) 2. (2)	5.2. ①(2) 関係

国海員第277号
令和元年12月12日

放射線審議会
会長 神谷 研二 殿

国土交通大臣
赤羽 一嘉



船員電離放射線障害防止規則及び関係告示に係る放射線障害の
防止に関する技術的基準の改正について（諮問）

船員電離放射線障害防止規則（昭和48年運輸省令第21号）及び船員電離放射線障害防止規則の規定に基づき国土交通大臣が定める限度及び方法（平成13年国土交通省告示第311号）に係る放射線障害の防止に関する技術的基準に関し別添のとおり改正を行うことについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和33年法律第162号）第6条の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別添)

船員電離放射線障害防止規則及び船員電離放射線障害防止規則の
規定に基づき国土交通大臣が定める限度及び方法の改正要綱

令和元年 12 月
国土交通省海事局

船員電離放射線障害防止規則（昭和48年運輸省令第21号、以下「規則」という。）及び船員電離放射線障害防止規則の規定に基づき国土交通大臣が定める限度及び方法（平成13年国土交通省告示第311号、以下「告示」という。）について、以下の改正を行う。

1. 眼の水晶体の線量限度の取り入れ

(1) 放射線業務に従事する船員（以下「放射線業務従事者」という。）の眼の水晶体の線量限度を次のとおり改めること。【規則の改正】

- ① 5年間につき100ミリシーベルト
- ② 1年間につき50ミリシーベルト

(2) 眼の水晶体の線量限度を改めるにあたり、5年間の合計線量の記録を追加すること。【規則の改正】

2. 眼の水晶体の線量当量の測定及び算出

管理区域に立ち入った放射線業務従事者の受けた等価線量の測定及び算定について、以下の規定を追加すること。

- ① 眼の水晶体の測定については、3ミリメートル線量を選択肢とし、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、線量を算定するために適切と認められるものについて行うこととすること。【規則の改正】
- ② ①の測定結果を当該期間について集計して記録及び保存すること。【規則の改正】
- ③ 眼の水晶体の算定については、3ミリメートル線量を選択肢とすること。【告示の改正】

3. その他

船員電離放射線健康診断結果報告書について、眼の水晶体の等価線量による区分欄を当該線量限度の見直しに伴い、次のとおり改めること。【規則の改正】

- ① 「検出限界未満の者」
- ② 「20ミリシーベルト以下の者」
- ③ 「20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の者」
- ④ 「50ミリシーベルトを超える者」

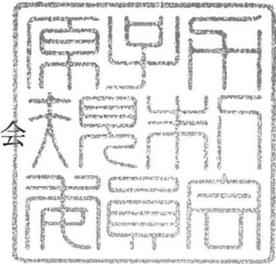
【参考：意見具申との対応関係】

本改正要綱の項目	「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」の項目
1. (1) ①、②、(2)	5.5.1
2. ①～③	5.5.2①(2)、②、5.5.3③
3.	5.5.1（関連）

放射線審議会

会長 神谷 研二 殿

原子力規制委員会



放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の規定に基づく
眼の水晶体の等価線量限度に関する基準の策定について（諮問）

下記の規則及び告示について眼の水晶体の等価線量限度に関する基準を別紙の内容で策定することについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律(昭和三十三年法律第百六十二号)第六条の規定に基づき貴審議会の意見を求める。

記

- ・ 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）
- ・ 平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）
- ・ 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成二十七年原子力規制委員会告示第八号）
- ・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（平成二十五年原子力規制委員会告示第三号）

以上

放射性同位元素等の規制に関する法令の改正要綱

放射性同位元素等の規制に関する法令においては、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（以下「規則」という。）及び平成十二年科学技術庁告示第五号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）（以下「告示」という。）について、以下の改正を行う。

1. 眼の水晶体の等価線量限度の取り入れ

- (1)放射線業務従事者の眼の水晶体の線量限度と適切な施行時期を以下のとおり設定すること。【告示の改正】
- ①平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間（施行日の令和3年4月1日以後）につき100ミリシーベルト
 - ②4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト
- (2)眼の水晶体の線量の5年間の合計線量の記録を追加すること。【告示の改正】

2. 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量当量

- (1)眼の水晶体の等価線量を算定するため、3ミリメートル線量当量の測定について、以下の規定を追加すること。
- ①眼の水晶体測定については、眼の近傍その他適切な部位について3ミリメートル線量当量を測定することによって行うことができる。【規則の改正】
 - ②①の測定結果を1.(2)に定める期間について集計して記録及び保存すること。【規則の改正】
 - ③眼の水晶体の等価線量の算定について3ミリメートル線量当量を選択肢とすること。【告示の改正】

【参考：意見具申との対応関係】

本改正要綱の項目	「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」の項目
1. (1)①～② 1. (2)	5.1 関係
2. (1)①～③	5.2(2) 関係

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法令の改正要綱

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法令においては、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」及び「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示」について、以下の改正を行う。

1. 眼の水晶体の等価線量限度の取り入れ

(1) 放射線業務従事者の眼の水晶体の線量限度と適切な施行時期を以下のとおり設定すること。

①令和3年4月1日及びその5年後ごとの4月1日を始期とするする5年間につき100ミリシーベルト

②4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト

(2) 眼の水晶体の線量の5年間の合計線量の記録を追加すること。

2. 眼の水晶体の等価線量の算定

眼の水晶体の等価線量の算定について3ミリメートル線量当量の選択肢を追加すること。

【参考：意見具申との対応関係】

本改正要綱の項目	「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」の項目
1. (1) ①、② 1. (2)	5.1 関係
2	5.2(2) 関係

眼の水晶体等価線量限度の取り入れ 等に係る技術的基準の改正に関する 答申書

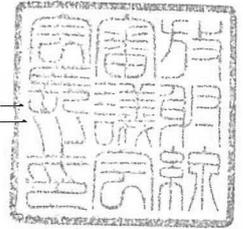
- 国家公務員法関係（人事院）
 - ・ 人事院規則 10—5（職員の放射線障害の防止）の一部改正に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について（答申）…………… 2
- 医療法・臨床検査技師法関係（厚生労働省）
 - ・ 医療法施行規則及び関係告示の改正について（答申）…………… 3
- 薬機法関係（厚生労働省）
 - ・ 放射性医薬品の製造及び取扱規則及び放射性物質の数量等に関する基準の改正について（答申）…………… 4
- 労働安全衛生法関係（厚生労働省）
 - ・ 電離放射線障害防止規則及び電離放射線障害防止規案則第 3 条第 3 項並びに第 8 条第 5 項及び第 9 条第 2 項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件の改正について（答申）…………… 5
- 獣医療法関係（農林水産省）
 - ・ 国際放射線防護委員会の勧告（組織反応に関する声明）の取り入れ等に関する獣医療法施行規則等に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（答申）…………… 6
- 船員法関係（国土交通省）
 - ・ 船員電離放射線障害防止規則及び関係告示に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（答申）…………… 7
- 放射性同位元素等規制法・原子炉等規制法関係（原子力規制委員会）
 - ・ 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の規定に基づく眼の水晶体の等価線量限度に関する基準の策定について（答申）…………… 8



原規放発第 19122320 号
令和元年 12 月 23 日

人事院総裁
一宮 なほみ 殿

放射線審議会会長
神谷 研二



人事院規則 10—5（職員の放射線障害の防止）の一部改正に係る
放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について（答申）

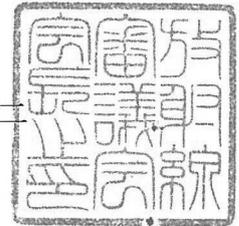
令和元年 12 月 23 日付け職職-221 をもって諮問のあった事項については、妥
当である。



原規放発第 20012412 号
令和 2 年 1 月 24 日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

放射線審議会会長
神谷 研二



医療法施行規則及び関係告示の改正について（答申）

令和元年 12 月 23 日付け厚生労働省発医政 1223 第 1 号をもって諮問のあった事項については、妥当である。

なお、当審議会は医療法施行規則等の改正後の運用において留意すべき事項等を以下のとおり申し添える。

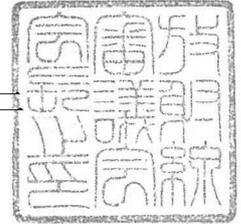
1. 医療機関の放射線業務従事者の線量管理を徹底させるため、必要な措置を講じること。
2. 眼の水晶体の等価線量限度に係る経過措置期間中の被ばくの状態等を把握し、当審議会に報告すること。



原規放発第 19122320 号
令和元年 12 月 23 日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

放射線審議会会長
神谷 研二



放射性医薬品の製造及び取扱規則及び放射性物質の数量等に関する
基準の改正について（答申）

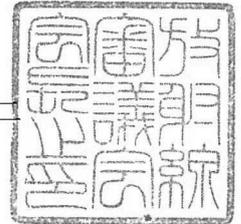
令和元年 12 月 18 日付け厚生労働省発薬生 1218 第 77 号をもって諮問のあつた事項については、妥当である。



原規放発第 20012412 号
令和 2 年 1 月 24 日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

放射線審議会会長
神谷 研二



電離放射線障害防止規則及び電離放射線障害防止規則第 3 条第 3 項並びに第 8 条第 5 項及び第 9 条第 2 項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件の改正について（答申）

令和元年 12 月 23 日付け厚生労働省発基安 1223 第 3 号をもって諮問のあった事項については、妥当である。

なお、当審議会は電離放射線障害防止規則等の改正後の運用において留意すべき事項等を以下のとおり申し添える。

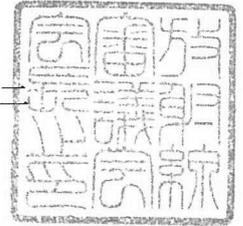
1. 医療機関の放射線業務従事者の線量管理を徹底させるため、必要な措置を講じること。
2. 眼の水晶体の等価線量限度に係る経過措置期間中の被ばくの状態等を把握し、当審議会に報告すること。



原規放発第 19122320 号
令和元年 12 月 23 日

農林水産大臣
江藤 拓 殿

放射線審議会会長
神谷 研二



国際放射線防護委員会の勧告（組織反応に関する声明）の取り入れ等に関する獣医療法施行規則等に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（答申）

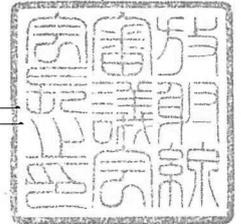
令和元年 12 月 16 日付け元消安第 3987 号をもって諮問のあった事項については、妥当である。



原規放発第 19122320 号
令和元年 12 月 23 日

国土交通大臣
赤羽 一嘉 殿

放射線審議会会長
神谷 研二



船員電離放射線障害防止規則及び関係告示に係る放射線障害の防止
に関する技術的基準の改正について（答申）

令和元年 12 月 12 日付け国海員第 277 号をもって諮問のあった事項について
は、妥当である。



原規放発第 19122320 号
令和元年 12 月 23 日

原子力規制委員会 御中

放射線審議会会長
神谷 研



放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の規定に基づく眼
の水晶体の等価線量限度に関する基準の策定について（答申）

令和元年 12 月 6 日付け原規技発第 1912061 号をもって諮問のあった事項につ
いては、妥当である。

放射線審議会の設置について

平成25年12月18日

原子力規制庁

1. 放射線審議会の所掌事務

- (1) 放射線審議会は、根拠法である放射線障害防止の技術的基準に関する法律に基づき、関係行政機関からの諮問を受け、放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一化に関する審議を行うこととされている。なお、ここでいう技術的基準は法令（法律、政令、省令、法律・政令・省令に委任された告示）を対象にしている。
- (2) 審議会等の整理合理化に関する基本的計画（平成11年4月閣議決定）において、放射線審議会は法施行型審議会に位置づけられ、法律により審議会への必要的付議が定められている事項のみを審議事項とすることとされた※。
※ 平成11年の法改正により、所掌事務から「調査審議」が削除された。
なお、その後も、将来の諮問に備え考え方の整理を行うため調査・検討を行い、その結果を公表した例がある。

2. 諮問・答申の流れ

- (1) 関係行政機関から放射線審議会に諮問された際、原子力規制庁は原子力規制委員会に諮問案件を報告する。
- (2) 放射線審議会で議決された答申は、議決後、原子力規制庁から原子力規制委員会に報告する。
- (3) 透明性の確保・会議の公開については、原子力規制委員会の方針を踏まえ、放射線審議会会長が別途定める。

3. 委員の任命

「原子力規制委員会が放射線審議会委員の任命を行うにあたっての透明性・中立性を確保するための要件について」（平成24年11月7日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力規制委員会が任命する。

※平成27年度第23回原子力規制委員会議事録から一部抜粋

○田中委員長

ありがとうございます。よろしくお願いします。

それでは、ほかの委員から、本件について、御意見、コメント等ございましたら、お願いします。

中村委員、どうぞ。

○中村委員

放射線審議会の状況について御報告いただいたのだと理解しておりますけれども、従来の放射線審議会とは違って、単に答申で妥当であるということだけではなくて、そこに意見がそれぞれ付随されて、ここに書かれていることは非常に重要なことだと思いますし、放射線審議会で答申されたこと、この書類について、一応、原子力規制委員会としても、あるいは放射線審議会の御決定答申について、尊重させていただきたいと思います。

それは一つの意見なのですが、今回もそうなのですけれども、最初、放射線審議会の設置とかを議論していただいたときに、諮問があって、答申があって、その都度、こちらの原子力規制委員会に報告していただくという形をとっていましたが、実際問題として、この原子力規制委員会も含め、放射線審議会も、ユーチューブとか、あるいはwebにアップされていることですので、比較的早い時間でこういったものの状況を私たちも見るができます。

ですから、今回は同様の案件について、人事院、原子力規制委員会そのもの、それから、厚生労働省からも諮問があったわけですが、今後のことを考えますと、できるだけ諮問、答申という組み合わせで、折を見て、原則としては、一応、最初に書かれたものですが、諮問、答申、合わせた形で御報告させていただいて、その度にということではなくて、ある程度まとまった方が報告もしやすいと思いますので、もしできれば、そんなふうに、機会を捉えて御報告いただいたら分かりやすいと思います。

○田中委員長

ありがとうございました。

ただいま中村委員から、これも4回ぐらい本委員会で議論させていただいているのですが、もう少し整理してまとめてもいいのではないかと御意見かと思っておりますけれども、いかがですか。よろしいですか。

それでは、今後は、状況によっては、これまでのような手続もあろうかと思っておりますけれども、原則、答申が議決された後にまとめて御報告いただくということにさせていただきたいと思っております。

それでは、本議題はこれで終わりにします。

それから、本議題と関係しますが、次の議題は、いわゆる緊急時被ばくの答申をいただきましたので、それに伴いまして「緊急作業時の被ばくに関する規制に係る放射線審議会からの答申を踏まえた改正について」になりますので、その案ができておりますので、それについて、佐藤規制企画課長から、まず説明をいただきたいと思います。